

第3章 資料編

1 環境関係法令等の体系



□ は法令等に基づく中核市等の事務

2 大津市環境基本条例

平成7年9月25日
条例第39号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第6条の2)

第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画(第7条)

第2節 環境上の基準(第8条)

第3節 環境への配慮(第9条～第11条)

第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策(第12条～第16条)

第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等(第17条・第18条)

第3章 環境審議会(第19条)

第4章 雑則(第20条・第21条)

眼前に広遠と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方に学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における良好な環境の保全と創造について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるように適切に行われなければならない。

5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない社会が構築されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の意見を尊重して、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して良好な環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全と創造への取組みを支援するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する良好な環境の保全と創造に関する活動に協力しなければならない。

(生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置者等の責務)

第6条の2 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を設置し、若しくは運営し、又は当該おそれのある事業を実施する者は、環境の保全に関し万全の措置を講ずるとともに、当該施設又は事業について近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

第2章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第7条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する大津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境上の基準

第8条 市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

2 前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第3節 環境への配慮

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者は、その日常生活又は事業活動を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるように努めなければならない。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づく環境への配慮が適切に行われているかについて、自ら調査するための体制を設けるように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮のための体制の整備の促進)

第11条 市は、事業者が物の製造、加工、流通、販売等の各段階において環境への負荷を増大させないようにその事業活動の指針を策定し、及び評価する等環境への配慮のための体制を整備するようにするため、その促進に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4節 良好な環境の保全と創造を推進するための施策

(良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の活動への指導及び助成)

第13条 市は、市民の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、指導、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習が振興するようにするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を的確に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査、情報収集、試験及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5節 地球環境保全に関する地域行動計画等

(地域行動計画)

第17条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するように行動するための地域行動計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、前項の地域行動計画に適合するように努めるものとする。

(国際的な情報交換等)

第18条 市は、地球環境保全に資するため、国際的な情報交換、技術交流等を促進するように努めるものとする。

第3章 環境審議会

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、天津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
 - (2) 関係団体から選出された者
 - (3) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- 6 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
 - 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 雑則

(推進体制)

第20条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

3 大津市の環境行政の推移

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
明治 35			・人足きによる荷車でじん芥収集を実施			
昭和 2			・牛馬によるじん芥収集を実施			
8			・自然通風式(バッチ式)焼却炉を松本町(15t/日)及び膳所中の庄(7.5t/日×2基)に建設			
23			・トラックによるじん芥収集を実施(週2回に増加)			
25 .4				民生部 衛生課		
29 .4			・清掃法施行により、し尿処理が市町村固有の事務となる			
.12			・大津市清掃条例公布 くみ取り手数料は従量制			
30 .1			・し尿収集業務を大津市農協連し尿部に委託			
32 .9			・し尿収集業務の一部を民間業者に許可し、収集地域を農協連し尿部と二分			
33 .9			・し尿収集業務を民間業者に全面許可			
36			・膳所上別保町にバッチ式焼却炉(80t/日)を設置			
37 .4				民生部 清掃課		
38 .1			・くみ取り手数料に定額制をとり入れる			
.4			・ごみの分別収集開始。燃やせないごみを月1回収集			
39 .4			・田上羽栗町に大津市衛生処理場(90kℓ/日の加温式消化法)開設			
40 .4				民生部 環境衛生課		
.12			・し尿収集の効率化を図るため市直営による中継業務(中継槽から処理場までの運搬)を実施			
41 .12			・特殊車(通称バッカー車)を購入 ・堅田町にバッチ式焼却炉の堅田じん芥焼却炉(6t/8hr)を建設			
42 .3			・大津市衛生処理場の二次処理方式を活性汚泥処理方式に改良			
.4		企画室開発課 公害係			・瀬田、堅田 両町と合併	
.8						・公害対策基本 法公布
43 .4		企画室交通公 害課公害係				
.8			・仰木町に仰木不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設			
44 .3						・県公害防止条 例制定

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
44	4	・騒音規制法地域指定(法指定の最初) ・大津市公共下水道供用開始				
	5			・燃やせないごみの収集回数を月1回から月2回に増加		
	6			・膳所上別保町に連続式機械炉(180t/日)へ建替完成		
	9			・中継業務を市直営から許可業者へ引き継ぐ		
45	12					・公害関係法14法律制定、改正(公害国会)
46	2	・緑のまちづくり計画策定				
	4		民生部公害課・公害研究室設置			
	6			・一部地域で夜間収集を開始		
	7					・環境庁設置
	9			・石山寺辺町に寺辺不燃物処分地(埋立容量15,180m ³)開設		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(清掃法の全面改正)
47	1		公害対策調査会発足			
	8	・母乳調査、住民検診実施				
	11			・廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定・施行		
	12					・公害防止条例全面改正
48	4		経済部公害課 企画部企画室 自然保護対策室		環境整備部 環境整備課	
	7		公害対策審議会発足			
	8	・市役所にオキシダント計設置				
	12	・環境保全基本条例公布				
49	2	・生活環境条例公布	環境審議会発足			
	3					・市総合計画発展計画策定
	4		企画部都市環境対策室自然保護係	・浜町に下水道投入所設置(マンホール投入を行なう) ・大津市衛生処理場を湿式酸化処理方式に改造、名称を大津市南部衛生プラントに改める		
50	3	・自然保護条例公布 ・公害防止協定第1号				
50	8	・緑化推進計画策定				
	7		公害監視委員会発足			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
51	.4					
	.7					
	.11					
	.11	・公害防止協定(大手10社)				
52	.4					
	.5					
	.9					
	.9	・公害防止協定(大手11社)				
	.10					
	.11					
	.12					
53	.7					
	.10					
54	.4					
	.7					
	.12					
55	.4					
	.8					
	.10					
	.12					
56	.1					
	.3					
	.5					
	.8					
	.12					
57	.4					
	.5					

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
57	.6			<ul style="list-style-type: none"> 燃やせないごみの収集回数月2回から月4回に増加(燃やせないごみにプラスチックを入れる) 堅田不燃物処分地閉鎖 		
	.7			<ul style="list-style-type: none"> 石山内畑町に南部不燃物処分地(埋立容量約168,000m³)開設 		
	.8	「魚とホテルの住む川づくり」報告書作成				
58	.3			<ul style="list-style-type: none"> 南部不燃物処分地に溶融固化処理機を設置 		
	.6	香妻川親水河川工事完成				
	.8					<ul style="list-style-type: none"> 南湖に大規模な「水の華」発生
	.11			<ul style="list-style-type: none"> 大石中町に産業廃棄物処理施設として大津クリーンセンター(連続式燃焼ストーカ炉 75t/日、埋立容量194,000m³)を開設 		
	.12	生活環境条例改正(事前協議制度等)				
59	.4	大気汚染防止法政令市指定		<ul style="list-style-type: none"> 大型ごみの収集回数を年2回から年3回に増加 		
	.5	アメニティー・タウン計画モデル市指定				
	.7					<ul style="list-style-type: none"> 湖沼法公布
60	.1					<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖史上2番目の濁水
	.3	河川環境基準2河川追加類型指定				
	.4				環境整備部 庶務課 環境整備課 建設課	
	.5	アメニティー・タウン計画公表		<ul style="list-style-type: none"> 伊香立下蘆華町に大津市・志賀町清掃センター組合最終処分場(埋立容量約149,000m³)開設 燃やせないごみの収集回数月4回から週1回に変更 廃乾電池の分別回収を実施かん、びんを月の前半(第1・2週)、後半(第3・4週)に分け収集 		
	.7					<ul style="list-style-type: none"> 風景条例施行
	.10					<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽法施行
	.11			<ul style="list-style-type: none"> 大津市清掃工場改築工事 		
	.12			<ul style="list-style-type: none"> 大津市南部衛生プラントを低帯釈二段活性汚泥法+高度処理に更新 		<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖が湖沼法指定湖沼となる
61	.3	河川愛護団体連合会結成				
	.4	水質汚濁防止法政令市指定	企画市民部住みよい環境課	<ul style="list-style-type: none"> 大津クリーンセンター内に再資源化施設を開設 		
	.12			<ul style="list-style-type: none"> 大津市・志賀町清掃センター組合焼却施設建設工事着工 		

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
02			・「大津市・志賀町清掃センター組合」を「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更			
			・南部不燃物処分地を閉鎖			・「湖国環境プラン」策定
					・なぎさ公園着工	
63	・大気監視石山局南郷局設置					
			・大津市清掃工場建替え完了(処理能力180t/日)			
	・大気テレメータ中央監視室設置 ・生活廃水対策重点地域に指定		・環境美化センターに「美化班」を設置 ・大津市合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱を施行			
					・京滋バイパス開通	
平成元			・行政事務組合クリーンセンター焼却施設完成(処理能力170t/日)		・湖西道路開通	・ゴルフ場農業指導要綱制定
			・石山外畑町に第2南部不燃物処分地(埋立容量約57,000m ³)開設			
	・大津市特定旅館建築規制条例施行					
2			・フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)事業供用開始			
			・行政事務組合クリーンセンターの余熱利用施設として、伊香立老人憩の家「やまゆり荘」開設			
	・大津子ども環境探偵団発足(以後、毎年募集) ・伊香立生津町「近隣景観協定」知事認可					
			・牛乳パック回収資源化運動の支援開始			・滋賀県浄化槽取扱要綱改正
	・環境スタンプウォーキング開催(以後、平成8年度まで毎年開催)					
			・大津市清掃工場の余熱利用施設として富士見温水プール(25m×4コース・老人憩の家併設)完成 ・大津市北部衛生プラントで下水道投入処理実験を開始		・大津市総合計画基本計画策定	
3	・身近な環境への気配りチェック表作成 ・「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」開始(以後、毎年実施)					
	・環境監視センター完成		・大津市・志賀町「一般廃棄物処理基本計画」策定			
			・行政事務組合クリーンセンター組大ごみ処理施設開設			・再生資源の利用の促進に関する法律制定
	・おおつ環境整備講座(以後、毎年開催)					
	・身近な環境調査員制度発足					

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
3	.10					・廃棄物処理法全面改正
	.11		・大津市北部衛生プラントで下水道投入処理(試験)を開始			
	.12		・「紙の日」運動開始			
4	.3		・浜町下水道投入所閉鎖			
	.4		・大型ごみ分別区分統一 ・◎川地域し尿収集・運搬業務委託			
	.6					・地球サミット開催
	.7					・ヨシ保全条例施行 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
	.9		・(仮称)新南部(大田)廃棄物処分地着工 ・リサイクルマーケット・イン大津開催(以後、毎年開催)			
	.10	・大津市が「アメニティー優良地方公共団体」表彰を受ける				
	.12		・(財)大津市産業廃棄物処理公社大石淀町最終処分場着工			
5	.2	・地球環境へのやさしさ貢献度チェック表作成				
	.3		・大津市・志賀町行政事務組合「志賀聖苑」完成(H5.4開場)			
	.4		・大津市古紙再資源促進補助制度開始 ・大津市南部衛生プラント運転管理業務業者委託			
	.11					・環境基本法制定
6	.3	・「大津市の環境人づくり」市内検討会報告書				
	.4					・「アジェンダ21 滋賀」策定 ・環境にやさしい物品購入指針策定
6	.6		・「大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の制定			
	.7		・石山外畑町の第2南部不燃物処分地埋立完了			
	.8		・大津市大石曾東町に大津市大田産業物最終処分場を開設(埋立容量一期分約225,600m ³) ・大石淀町に(財)大津市産業廃棄物処理公社最終処分場を開設(埋立容量第一期分約117,000m ³) ・大津市北部衛生プラントの前処理施設を改築し、湿式酸化処理方式を標準膜窒素処理方式に変更			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
6	.9		・「改正条例規則」施行			・9月15日琵琶湖水位マイナス123cmを記録
	.10	・「環境宝さがし」を実施				
	.11	・延暦寺が世界遺産に指定される				・環境基本計画閣議決定
7	.1	・環境審議会から「大津市の今日の環境施策推進のあり方について」答申	・阪神・淡路大震災ごみ処理支援(～11月)			
	.3	・ふるさと環境シンポジウム開催	・「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の制定(平成7年6月施行)			
	.6					・「容器包装リサイクル法」公布
	.9	・大津市環境基本条例制定				
	.10	・環境審議会から「環境学習の推進及び環境情報施策のあり方について」答申 ・大津市環境情報システム開発開始	・堅田じん芥焼却場廃止	環境整備部 庶務課 環境整備課 環境美化センター		
8	.1		・堅田不燃物処分地廃止			
	.2		・廃棄物減量等推進審議会発足			
	.3					・滋賀県環境基本条例制定
	.4		・廃棄物処理手数料等の改正			
	.7	・環境情報システム「大津のかんきょう宝箱」オープン				
	.10		・容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定			
9	.2	・「大津市河川愛護団体連合会結成10周年記念シンポジウム」開催				
9	.3		・合理化事業計画策定に伴う協定締結(し尿)			
	.4	・機構改革により「環境部」が設置される	・大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例一部改正	環境部 環境企画課 建設室 ごみ対策課 環境美化センター		・滋賀県浄化槽取扱要綱改正 ・琵琶湖環境部設置
	.6	・「大津市河川愛護団体連合会」が「水環境賞」受賞				・環境影響評価法公布(11年6月全面施行)
	.8	・「大津子ども環境人交流会」開催				
	.11	・環境審議会から「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直し」答申				
	.12	・大津市環境施策推進本部設置(本部長:助役)				
10	.3		・湖南衛生プラント組合脱退			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
10			<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル分別収集開始(びんと一括収集) ・(財)大津市産業廃棄物処理公社ダイオキシンの対策施設改修工事着工(H10.6完成) 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市清掃工場ダイオキシンの対策施設改修工事着工(H11.8完成) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」を全部改正(H11.8施行) 					
					<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行100年 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法制定
						<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価条例制定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会から「環境基本条例に基づく環境基本計画について」答申 ・「大津市環境基本計画」、「大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】」、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」策定 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市北部衛生プラントでのし尿等の処理休止 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境施策推進本部に率先実行計画推進体制を整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンターダイオキシン工事着工(H13.3完成) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法成立
11	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境監視システム中央処理装置更新 					
					<ul style="list-style-type: none"> ・自転車放置防止条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀グリーン購入ネットワーク」設立
12						<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖ラムサール条約連絡協議会」設立
	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジェンダ21おおつ」(大津市地球環境保全地域行動計画)策定 ・「大津市農業農村環境整備計画」策定 				<ul style="list-style-type: none"> ・第三次国土利用計画を議決 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「びん・ペット」を「無色透明びん・ペット」「有色びん・ペット」に分別し、透明袋収集に変更 		<ul style="list-style-type: none"> ・「大津市都市計画マスタープラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市で「GB環境大臣会合」開催
			<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機活用事業補助金の交付 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・大津市・志賀町行政事務組合最終処分場増設2期工事完工 			
13	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定の締結(21社) 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理基本計画」策定 			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界	
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等			
13	4	・「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」策定	環境部ISO取得推進室	・家電リサイクル法施行に伴う対応 ・大型ごみ以外のすべてのごみを指定ごみ袋にて収集 ・廃棄物処理手数料の改正 ・浄化槽設置届出書の受理等の事務が市に権限委譲 ・大津市浄化槽取扱要綱の制定	環境部 新清掃工場建設準備室 ISO取得推進室	・特例市に移行	・家電リサイクル法施行
	.11						・大津市で「世界湖沼会議」の開催
	.12	・おおつ環境フォーラム設立 ・「大津市生活排水対策推進計画」策定		・合理化事業計画策定に伴う協定締結(浄化槽汚泥)			
14	5	・大津市河川愛護団体連合会結成15周年記念シンポジウム開催		・最終処分場の延命化を図るため、フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)へ焼却灰の搬入開始			
	.9	・ISO14001市庁舎の認証取得					
15	1			・「ペットボトル」の単独収集実施			
	.3						・第3回世界水フォーラムの開催
	.4				環境部 南部クリーンセンター建設室		
	.7			・大津市南部衛生プラントでばっ気槽改修(し尿・浄化槽汚泥処理量減少に対応)			
15	10	・「緑の基本計画」改訂					・大津市が10番目の「古都指定都市」に
16	1			・ごみコールセンター開設			
17	3			・大津市南部衛生プラント隣接地での多目的広場整備完了			
17	4		環境部 環境政策課 ・環境企画グループ ・ISOグループ		環境部 生活衛生課 ごみ減量推進課 施設整備課		
17	8	・アスベスト対策本部設置				・湖西道路が無料開放	
18	3					・志賀町と合併	
	.11			・志賀衛生プラント竣工			
	.12					・大津市総合計画・第四次国土利用計画を議決	
19	1			・大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設竣工			
	2			・「プラスチック製容器包装」の分別収集開始(缶類、パック・カップ類、ボトル類の3品目)			

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
19 .3	・「大津市生活排水対策推進計画・し尿処理計画」見直し				・「大津市都市計画マスタープラン」策定	
.4		環境政策課と環境保全課を統合		環境部 不法投棄 対策室		
.10						・琵琶湖の市町境界確定
.11						・第27回全国豊かな海づくり大会開催
20 .1	・「大津環境人を育む基本方針」策定		・「大型ごみ」の収集方法を戸別有料収集方式に変更			
.3	・ISO14001北部グリーンセンターの認証取得					・持続可能な滋賀社会ビジョン策定
20 .6						・生物多様性基本法制定
20 .7	・「大津子ども環境人ホームページ」開設					
21 .2						・滋賀県ピオターネットワーク長期構想策定
21 .4	・本市独自の環境マネジメントシステム「(呼称)環境オームス」に移行	環境部 環境政策課		環境部 廃棄物減量 推進課 産業廃棄物 対策課 不法投棄 対策課 衛生プラント	・中核市に移行	
21 .7	・大津市路上喫煙等の防止に関する条例施行					
21 .10			・「プラスチック製容器包装」の分別収集の範囲拡大(「プラマーク」のあるもの全て)			
22 .3	・大津市グリーンニューディール基金設置					・地球温暖化対策基本法施行
22 .10	・「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(平成22年3月一部改正)施行					
23 .3	・「大津市環境基本計画(第2次)」、「大津市地球環境保全地域行動計画アジェンダ21おおつ(第2次)」策定 ・「大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】」見直し ・「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第5次計画」策定 ・「大津市生活排水対策推進計画・し尿処理計画」策定		・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 ・「大津市リユース事業基本構想」策定			
23 .4						・滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例施行

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
23.10	・悪臭防止法の規制方法の変更について告示					
23.12			・(財)大津市産業廃棄物処理公社が大津市に移管「大津クリーンセンター」に名称変更			
24.3						・滋賀県低炭素社会づくり推進計画策定
24.4	・臭気指数規制の導入					
24.10						・環境教育等促進法施行
24.11	・ISO14001環境美化センター焼却施設の認証取得					
25.1	・「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」改正施行(有害物質規制強化)					
25.3						・滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン策定
25.4			・「リサイクルセンター木戸」開所			
25.9			・「ごみ減量実施プラン」策定			
26.1			・「紙ごみ」の行政回収開始 ・「プラスチック製包装容器」の収集を週1回に変更			
26.3						・「大津市再生可能エネルギー等利活用方針」策定
26.3	・「大津市環境基本条例」改正施行(事業者の責務の明確化) ・北部クリーンセンター焼却施設環境オームスに移行		・大津クリーンセンター焼却事業終了 ・大津クリーンセンター産業廃棄物最終処分場埋立終了			
26.4			・「びん」の分別収集開始 ・マニフェスト制度等の事業系ごみ減量・適正処理施策の開始 ・廃棄物処理手数料の改正			
26.7	・「大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」施行 ・「大津市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」(平成26年3月全部改正)施行		・「大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」施行			
27.4			・ごみ分別アプリ「分けなび」配信			
27.9						・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行

	環境保全行政		廃棄物行政		市の重要事項	滋賀県・全国・世界
	主要事項	行政機構等	主要事項	行政機構等		
27.12	・大津クリーンセンター廃棄物最終処分場跡地大規模太陽光発電竣工、発電開始					・COP21/パリ協定採択
28.3	・「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第8次計画」策定		・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」後期計画策定			・しがエネルギービジョン策定
28.4	・大津市地球温暖化防止活動推進センター指定 ・大津市河川の水質汚濁に係る環境上の基準及び河川の水質汚濁に係る環境上の基準の河川類型指定を告示					
28.5						・国の地球温暖化対策計画策定